



まちかど



● 草津栗東防犯自治会

TEL 077-551-0109

● 草津警察署

TEL 077-563-0110

全国地域安全運動の実施

10月11日（火）から同月20日（木）までの10日間、全国一斉に「令和4年全国地域安全運動」が実施されます。

犯罪の発生を抑止し、安全・安心を実感できる社会を実現していくため、各関係機関・団体、地域住民との連携を強固にして

効果的な犯罪抑止活動を推進するとともに防犯ボランティア等の自主的な取り組みや企業による防犯CSR活動等の推進を図ることが必要不可欠です。

防犯ボランティア団体や地域住民の皆様には、各地域の実情に応じた自主防犯活動への取り組みをお願いします。

《全国重点》

- ・子供と女性の犯罪被害防止
- ・特殊詐欺の被害防止
- ・《滋賀県重点》
乗り物盗の防止



還付金詐欺に注意

令和4年10月1日から後期高齢者医療制度が見直しされ、75歳以上の一
部の高齢者等に「医療費」が還付されます。

これらの機会に犯人は、公的機関（主に市役所職員）を装い、「払い戻し金がありま
す」など、言葉巧みにATMへ誘導し、お
金が返つてくる手続きを装って、犯人の口

座にお金を振り込む手続きを仕掛けてくる
ことがあります。十分注意してください。

《不安な時の連絡先》

・後期高齢者医療広域連合コールセンター
0570-043-110

・警察総合相談窓口
#9110

・相談しよう

特殊詐欺（振り込め詐欺）の被害防止対策

犯人は、市役所職員や警察官などをかたり、みなさんのところに「還付金がある」「キャッシュカードが使えなくなつた」「サイト料金が未納です」「支払いがないと裁判になる」などの詐欺電話をかけて不安にさせ、お金やキャッシュカードをだまし取ります。「銀行での振り込み」だけでなく、「コンビニで電子マネーを買って番号を教えてほしい」「コンビニの収入代行でお金を支払ってほしい」と言つてだまし取る手口が発生しています。

特殊詐欺は「他人事」ではありません。
家族、地域で呼びかけ、皆さんで特殊詐欺被害をなくしましょう。

《被害を防ぐ対策》

- ・思い込まない
- ・自分は大丈夫という思い込みは捨て、日

頃から対策を取りましょう。
呼びかけ合おう

犯人はいつ・どのようなタイミングで近づいてくるか分かりません。みんなで呼びかけ合って、被害にあわないようにしましょう。

・見えない電話の相手（話）を簡単に信用せず、急ぐ時こそ、家族、知人、警察などに相談しましょう。

電話に出ない

電話を常に留守番電話にしておきましょう。通話例「詐欺被害防止のため、留守番電話にしています。お名前どこの用件を録音してください。

万引きは犯罪！

● 万引きは「窃盜」

刑法第235条、他人の財

物を窃取した者は、窃盜の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。と規定されています。



万引きは犯罪です

- ・安い商品だから…
- ・商品の価格の高い低いで罪の重さが変わるものではありません。
- ・後で代金を払えば…

（裏面に続く）

万引きをして見つかった後に、お店に代金を払つたり、品物を返しても、一度やつてしまつたから、「サイト料未払い」で海外の会社が裁判を起訴。おどり役、見張り役などの役割を決め、グループで犯行に及ぶ場合もありますが、実行犯ではなくても、仲間で共謀して犯行に及べば、共犯となり同罪です。

被害届は時間がとられ面倒だ
店が万引きの被書届を怠れば、万引きの常習化で経営悪化が懸念されます。
死角のない店内レイアウトや防犯カメラの設置、声かけの励行などで、万引きを予防しましょう。

架空請求詐欺に注意！

●身に覚えのない請求は無視しましょう。

「サイト料が未納だ」と

「名義貸しは犯罪だ」と言つて、

不安にしてから脅す架空請求詐欺の被害にあわないようにならぬよう。



●事例

60代男性・被害額約6800万円
サイト運営会社の担当者や弁護士を名乗る男から「サイト料未払い」で海外の会社が裁判を起こそうとしている」と電話やメールがあつた。取り下げ費用を宅配便で送つたり、電子マネーのIDを教えた。

80代女性・被害額約2100万円
「商品代金が未納 告訴される」と電話があり、取り下げ費用を数回に分けて小包で送つた。

70代男性・被害額約1900万円
携帯電話にメールが届き、動画サイト利用料の未納分を請求され、ギフトカードで36万円を支払つた。

さらに弁護士を名乗る者に、他サイトの未納料を振り込んだり、宅配で送つたりした。

20代女性・被害額約25万円
携帯サイトを見ていたら「登録

ありがとうございました」と表示された。電話すると、男に

「解約にはお金が必要」と言われて怖くなり、プリペイドカードの番号を送信した。



「ながら見守り」で子どもを守れ!

ながら見守りとは、誰でも気軽にできることを基本に、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の観点を持って子どもを見守る活動です。

買い物、犬の散歩、ウォーキング、花の水やりなど、日常生活の中で無理なく行える「ながら見守り」は、大人が子どもを見守っている環境を示すことができます。犯罪を遠ざけることができます。



令和4年8月中の犯罪発生状況（草津警察署管内）

●刑法犯認知件数・・・総数 102 件

主な犯罪発生件数	空き巣等	1件
	ひったくり	0件
	自転車盗（うち施錠なし件）	29 件 (18 件)
	万引き	17 件
	自販機ねらい	0件
	車上ねらい	3件
	オートバイ盗	0件
	器物損壊	9件

※ 自転車盗では、被害の多くが「施錠なし」で発生しています。必ずカギをかけ、大切な自転車を守りましょう。

●特殊詐欺被害の状況

	被害件数（前年同期比）	被害金額（前年同期比）
滋賀県内	69 件 (+4 件)	143,811,463 円(+49,156,163 円)
草津警察署管内	4 件 (-4 件)	7,347,000 円 (-3,564,620 円)
草津市内	3 件 (-4 件)	6,850,000 円 (-4,061,620 円)
栗東市内	1 件 (±0 件)	497,000 円 (+497,000 円)